

補助金チェックシート

教育部 学校教育課・学校給食センター

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25	説明		
1	学校教育課	小中学校長会補助金	丸亀市立学校長会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市立学校長会の運営を補助し、小学校部会研究、中学校部会研究などを行うことで円滑な学校経営を実現し、市教育行政の充実を図る。	会費@4,000円×22人と市補助金を合わせて運営。 小・中学校部会研究費、消耗品費、国際交流協会会費に使用。	78	78	78	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	78
2	学校教育課	小中学校教頭会補助金	丸亀市立小中学校教頭会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市立小中学校教頭会の運営を補助し、月例の研修会や西部教育事務所管内の研修会を行うことで円滑な学校経営を実現し、市教育行政の充実を図る。	会費@500円×31人と市補助金を合わせて運営。 研究会会場費、研修謝礼、消耗品費、通信運搬費に使用。	103	103	103	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	103
3	学校教育課	学校保健会補助金	丸亀市学校保健会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	学校保健会の運営を補助することにより、学校保健活動の振興と幼小中の児童生徒及び教職員の健康な学校生活及び学校教育活動の円滑な推進に寄与する。	総会・講演会費、幼小中学校各部会研究助成費、消耗品費に使用。	160	160	160	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	160
4	学校教育課	学校体育会補助金	丸亀市学校体育会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	小学校ソフトミニバレーボール大会の開催(県予選)により、体力の増進と競技力の向上を図る。	選手輸送費、施設使用料、消耗品費に使用。	299	299	299	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	299

補助金チェックシート

教育部 学校教育課・学校給食センター

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
5	学校教育課	各種競技大会生徒派遣補助金	丸亀市立中学校長会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	文化及び体育の分野で学校を代表して四国大会以上の規模のものに参加する生徒に交通費、宿泊費、器具等搬送費を補助することにより、体力の増進と競技力の向上を図る。	丸亀市立学校児童生徒各種大会補助要綱 交通費(最小限度額)、宿泊費(要保護・準要保護生徒に実費)、器具等搬送費(実費)を補助。	2,497	7,942	3,893	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,500
6	学校教育課	部活動強化推進補助金	丸亀市中学校体育連盟	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	スポーツ教室や対外練習試合を行うことにより、中学校の競技力向上と指導者の養成を図る。	スポーツ教室開催費、対外練習試合等派遣補助費、市内リーグ戦開催費、指導者養成費に使用。	1,220	1,220	1,220	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,220
7	学校教育課	入学金貸付金利子補給金	貸付対象者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	高等学校等及び大学等に入学を希望する者で、経済的理由により入学金の支弁が困難な者に対し、入学金の貸付けを行うことにより、教育の機会均等を図る。	丸亀市入学金貸付条例に基づき貸し付けた入学金に対して発生する利子を補給。(貸付額は高等学校等・1人につき17万円以内、大学等・1人につき35万円以内)	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	150
8	学校教育課	丸亀市PTA連絡協議会育成補助金	丸亀市PTA連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	活力あるPTA活動を通して子どもの周囲の大人の資質が向上し、また家庭、学校、地域で連携することにより、安全安心な地域社会、子どもたちを安心して育てることができるまちをつくる一助となる。	団体の予算に基づき欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算。	1,856	1,856	1,856	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,856

補助金チェックシート

教育部 学校教育課・学校給食センター

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
9	学校教育課(少年育成センター)	青少年健全育成推進協議会活動事業補助金	丸亀市青少年健全育成推進協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	青少年の健全育成のためのあらゆる活動を推進し、これを市民運動へと発展させる。	各コミュニティの健全育成活動への助成 上限2万 健全育成啓発活動用品等 上限等無	300	350	350	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	350
10	学校給食センター	学校給食会補助金	丸亀市学校給食会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	S46年度	学校給食法の趣旨に基づき、学校給食の充実発展と円滑な運営に協力し、もって学校教育の振興に寄与することを目的とする。	学校給食物資の調達及び学校給食実施園・校への給食費の請求等の事業を実施する 学校給食会の運営に関する経費、主に給食会職員の人件費である。	9,690	9,205	9,268	(1)継続するもの	行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業	9,242